

接骨院・整骨院

の**適正受診**に
ご協力ください



後期高齢者医療制度の保険証が

使える場合

使えない場合

があります

後期高齢者医療制度の保険証が

使える場合

医師や柔道整復師に、急性または亜急性（急性に次ぐ）の外傷性による骨折や脱臼、打撲、ねんざ、挫傷と診断されて施術を受けたとき

- 打撲
- ねんざ
- 肉離れなど
- 骨折・脱臼の
応急手当
(骨折・脱臼は応急
手当の場合を除き、
医師の同意が必要)

使えない場合

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(病院、診療所等)で同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途中での負傷

接骨院や整骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。医療機関ではありませんので、後期高齢者医療保険が適用される範囲が限られています。保険が適用されるのは外傷性の負傷の場合に限られ、内科的原因によるものや慢性的な症状等は対象となりません。施術を受けたあとで保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので十分に注意しましょう。

- 後日、広域連合から施術日や施術内容について確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

施術を受けるときの注意

領収書は必ずもらって、
保管しておきましょう!



領収書は必ず発行してもらいましょう(領収書は無料発行が義務づけられています)。もらった領収書は保管しておき、医療費通知の金額と日数を確認しましょう。

※領収書は医療費控除を受ける際にも必要となりますので大切に保管しておきましょう。

医師の診断を
受けましょう!



長い間施術を受けても痛みが続く場合は、けがではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、一度保険医療機関で受診しましょう。



神奈川県後期高齢者医療広域連合